

保育・幼児教育の質の向上について

【内閣府・厚生労働省】

長野県の状況

●子どもが将来にわたって必要な「生きる力」を育む「自然保育」の普及を推進

- ・子どもの自己肯定感が低い（長野県：小学5年62.1%、中学2年52.2%、高校2年46.6% ⇒ 年齢が上がるにつれ低下）
〔H29長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査〕
- ・子どもが自己肯定感や創造力、耐久力、主体性といった「人間力の基本」となる「非認知的スキル」（見えない能力）を身につけるためには、乳幼児期の早い段階からそれを意識した教育を行うことが必要。

取組

○信州型自然保育認定制度「愛称：信州やまほいく」の創設（H27.4）

⇒県内185の保育所等を認定（H30.10.31現在）

○「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」の設立（H30.4）

森と自然を活用した保育と幼児教育に取り組む全国の自治体が参加
⇒16県・94市町村が参加（H30.10.22現在）



信州やまほいく
シンボルマーク

森と自然の育ちと学び自治体
ネットワーク設立総会
(H30.10.22)



●女性の社会進出や就労形態の多様化等に伴う保育ニーズへの対応

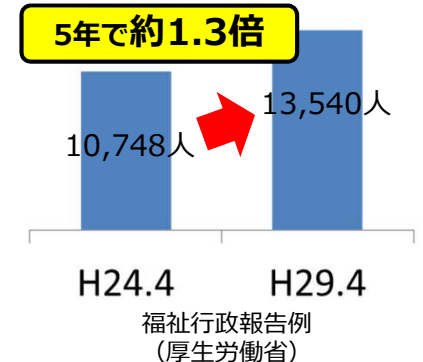
- ・長野県でも平成15年以来となる待機児童が松本市と安曇野市で発生。
- ・3歳未満児の保育ニーズが急増。

取組

○市町村と協働し、様々な保育士確保策を実施

- ・保育士人材バンクの設置（H29：登録保育士数156人、保育事業者とのマッチング数10人）
- ・保育士人材バンクのコーディネーターを1名増員（待機児童が発生している地域）
- ・国の保育士修学資金貸付事業を実施 ⇒ H28年度貸し付けた6名全員が県内保育所へ就職

長野県の3歳未満児の
保育所等の利用状況



課題

健康な心と体、自然との関わり・生命尊重、社会生活との関わり など

- 新しい保育所保育指針等が求める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向け、**豊かな自然や地域文化を積極的に活用した「森のようちえん」などの自然保育を進めていくことが必要**。しかし、自然保育により特化した施設は、**屋外での保育を中心とし園舎を必要としない**ため、現行の保育所・認定こども園等の**認可・認定基準を満たさない**ところが出てきている。そうした施設は国の**交付金の対象とならず**、普及・拡大、質の向上につながらない。

ドイツや韓国では自然保育のための独自の運営許可基準や登録基準が存在

- 幼児教育無償化の対象から外れる認可外の自然保育施設から無償化の対象となる認可園に利用者が移り、**認可外の自然保育施設の運営に支障が生じる**恐れがある。

- 県内の保育士養成校では**定員を下回り**、卒業者も保育所等への**就職が6割程度**。保育士給与が**低額**であることが一因

保育士平均給与**23万円**（全職種平均給与**33万円**）**月額10万円の差!**

- 今後の少子化を考慮すると、**一時的な保育ニーズ**に対応するために保育室に全国画一的な面積基準を課すことは、**将来的な過剰投資**につながる恐れがある。

- 乳幼児の健康を守るため空調(冷房)設備の設置が急務。しかし、**新設や大規模改修を伴わない設置に対する補助制度がない**。

提案・要望

3歳以上児室の設置率 **41%**(984室/全2400室)

1 自然保育を対象とする認可・認定基準又は登録制度の新設（内閣府、厚生労働省）

現行の認可・認定基準を満たさない自然保育を行う保育・幼児施設について、**新たな基準の設置**又はそれに代わる**登録制度**を設け、運営費に対する子どものための教育・保育給付交付金による**財政支援**を行うこと。

2 自然保育を行う認可外保育施設の幼児教育無償化又は同等の財政措置（内閣府、厚生労働省）

自然保育を行う認可外保育施設のうち、国が定める**保育所保育指針や幼稚園教育要領等に則った保育・幼児教育を実践し、かつ、都道府県等から認定等を受けている施設**について、**幼児教育無償化の対象とするか、又は、幼児教育無償化と同等の財政措置を講じる**こと。

3 保育士の処遇改善のための財政措置（内閣府、厚生労働省）

- ・保育士の給与等の更なる**処遇改善**を図り、そのために**必要な財源措置**を行うこと。
- ・保育士確保に有効な取組である、**国の保育士修学資金貸付事業を継続**すること。

4 保育に係る「従うべき基準」の見直し（内閣府、厚生労働省）

市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、**保育室の居室面積に係る「従うべき基準」**については、「**参酌すべき基準**」に見直しを行うこと。

5 保育所等への空調（冷房）設備の設置への支援（厚生労働省）

保育施設等における**空調(冷房)設備単独の設置事業を保育所等整備交付金等の補助対象とする**とともに、必要な財源を確保すること。